

労組法上の労働者性における判断基準比較表(4)

	東映俳優クラブ組合 京都地労委	東京12チャンネル事件 東京地方裁判所	高石市水道事業事件 大阪地労委	横浜中央簡易保険払込団体連合会事件 神奈川地労委	思川砂利事件 茨城地労委	サンリオ事件 東京地労委	全日本放送受信料労働組合事件 東京地労委	京都スミセレミコン事件 京都地労委	
時期	昭和40年7月	昭和43年10月	昭和50年7月	昭和53年7月	昭和55年1月	昭和55年8月	平成4年10月	平成12年8月	
結論	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定(1名は否定)	
備考	労働組合の資格審査	不当労働行為、解雇権濫用	不当労働行為	不当労働行為 (第7条の「雇用する労働者」として判断)	不当労働行為	不当労働行為 (第7条の「雇用する労働者」として判断)	不当労働行為	不当労働行為	
基本的考え方・結論	—	○理論上、雇用と請負の区別には、契約当事者間に支配従属関係があるか否かが重要な基準だが、現実の社会関係においては、種々の要因が混在し、支配従属の程度にも強弱様々な段階があって、必ずしも明確に区別しえない場合が多い。 ○労働法は従属労働提供者を実質的に保護するために市民法に対する修正的意味を持つから、その対象は、単に典型契約としての雇用契約のみならず、従属労働の性格をもつ限り、たとえそれが本来なら請負に分類されるべきものだとしても、なおその労働の従属性という側面において労働法上の保護を受ける。ただし、請負としての性格も有する限りにおいて、その従属性の度合いに応じて保護の程度も減少する。 ○デザイナーと会社との契約は、請負的性格と共に雇用的性格をも含んだ一種の混合契約とみることができ、雇用的性格の範囲内で労働法上の保護を受けうる。	○徴収員らは、いわゆる委託を受けた私人であるが、同人らが労働者であるか否かは、業務の実態から判断されるべき。まして、本件集金業務のように格別の技能、知識を要しない業務の場合はなおさらである。 ○徴収員らは、とうてい独立自由な事業者とはいえず、管理者に従属し使用される関係にある労働者である。	○使用従属関係に関して消極的な事実がないわけではないが、実態からみれば、集金人は労働組合法第7条にいう「雇用する労働者」に当たる。	○労働組合法第3条の労働者を判断するにあたっては、契約締結時、契約決定内容における対等性の有無及び労務遂行過程における従属性の有無、程度などに加えて、公平の原則などを総合して判断を下すべき。	○編集契約者は会社から独立した対等の立場で仕事を請負っているとはいえず、実質的には、社員と同様、会社の指揮のもとに労務を提供している会社の「雇用する労働者」としてみるのが相当である。	○諸点を総合すれば、受託業務の全部を再委託している者は別として、受託者は労働組合法第3条にいう労働者に当たる。	○運転手が所有する小型ミキサー車は1台のみであって、専ら会社の生コン運搬に使用され、他人を使用したり運送を受注することもないから、運転手は自己の計算の下に事業を営む者ではなく、会社から受け取る出来高払いの運賃は労働の対償としての性格を有するものと考えられる。 ○したがって、運転手は、賃金に準ずる収入により生活する者であって、労働組合法上の労働者であると認められる。 ※労働者性が否定された1名については、「運搬手段としての小型ミキサー車を所有し、自己の計算の下に、運転手を使用し、運送を受注して収入を上げ、給料等の費用を負担して差額を利益として得ていたのであって、独立した事業者としての実態を有しており、労働組合法上の労働者であると認めることは困難」とした。	
	組織への組み込み	○出演契約は作品の完成又は作成を内容としていない。 ○契約では年間出演義務作品数、会社の年間最低保証作品数を定めている。 ○俳優専属制の指向するところは、对人的支配権の主張にほかならず、俳優を会社の事業組織内に恒常的に組み入れるもの。	○デザイナーは、会社が放送するニュースを除く全ての番組の字幕等に関する業務を、原則として会社の局舎内で行ってきた。 ○仕事は、特殊な文字を使うような場合や、人手が足りないときは外注されたが、それ以外は全てデザイナーに割当てられた。 ○デザイナーには、勤務先を会社のテレビ事業本部とする身分証明書が発行されていた。	○集金業務は昭和40年までは市の正規職員が担っており、大阪府下の他の数市においては現在も正規職員によって行われている事実を併せ考えると、徴収員は水道事業遂行に年間を通じて必要不可欠な人的要素として、その組織内に繰り入れられていた。	○集金事務の内容は単純行為の反覆ではあるが、おろそかにできない業務であり、継続性を有し、連合会の事業体制の中に組み込まれた連合会の主体業務の一つである。	○会社の砕石工場では、販売量の50%弱を申立人のようなダンプカー持込み運転手(以下「代車」。)が担っており、会社にとって代車制度は企業運営上、不可欠。 ○したがって、会社は代車に一定の拘束を加え、代車を企業組織に編入し、企業内における一構成要素として位置付けざるをえない。	○編集契約者は、会社が昭和53年に出版した会社のSF文庫をはじめとする翻訳書の編集業務の大部分に携わっている。 ○編集契約者は会社の新企画出版を遂行するために、恒常的に労務を提供する不可欠の要員として、会社の業務計画に組み込まれていた。	○受信料は、日本放送協会(以後、「協会」。)の事業を運営するほとんど唯一の財源であり、受託者が担う受信契約取次業務及び受信料集金業務は協会の業務の根幹をなす。 ○受託契約の期間は3年とされているが、受託者の約7割が契約を更新し、継続的に受託業務に従事している。	—
		判断要素	—	—	○おおむね前任者の受託区域を引継ぐよう連合会から指定され、集金日も決められており、集金人の自由になる余地はほとんどない。 ○集金人を希望する者が採用されるには、予め定められた委託契約書を提出することになるが、委託契約の内容はそれを包括的に受容するほかに、自己の要望等を契約内容に盛り込む余地はない。 ○以上から、集金人と連合会が対等かつ平等の地位にあったと認めることは困難。	○代車が基本的取引契約の締結を希望すると、会社に出頭して面接を受け、会社が一方的に提示した取引条件や会社の指示する事項を承諾した上で契約が締結される。 ○会社は、代車にとっての砕石の購入価格や売却価格を一方的に決定しており、これを代車に知らせてもいない。 ○会社と代車の間に対等性が欠如していることは、代車にとって極めて不利な支払条件が一方的に決定されていることから推測できる。	—	○協会は、受託者との委託契約の統一的処理のため、全国統一様式の契約書を用いている。 ○受託者は、協会と委託契約を締結する際、受託区等の基本的事項や業務遂行に関わる事項について、協会の指定する契約内容を一方的に受け入れざるを得ない。 ○受託者の契約内容を個別に決定する余地はない。	—
報酬の労務対価性	○契約では1作品の出演単位又は専属料及びその支払い方法などを定めてあり、保証額に会社又は俳優の都合で不足が生じた場合も会社は全額を支払うが、会社の要請や承諾によって出演した他社出演料を算入できる。 ○出演料は毎月支給され、支給の際源泉所得税、社会保険料等が控除される。 ○出演料の保証額の規定、病欠不出演の場合の保証規定、社会保険料の控除などから報酬の生活給的な要素もうかがわれ、報酬は総じて作品完成に対する対価的なものではなく、就労を基準としたものである。		○報酬について、料金の一応の目安は決まっていたが、具体的には番組全体の制作費との関係で決定されていた。 ○デザイナーには時間外手当や休日出勤に対する手当は支払われず、夏季や年末の一時金も極めて少なかった。 ○固定給がなく、全て出来高払いだった。	○集金人は、集金業務を専門的に行い、毎日のごとく業務に従事し、毎月の報酬により主として生計を支えている。	○会社は代車に対して、1カ月の出来高を合計して一定日に運賃を支払う。 ○代車の得る利益は、代車が会社の指示通りに運搬したことから生ずる利益であり、会社の一方的に決定した基準に基づいて会社が計算し、一定日に支払われる。	○報酬は出来高払いとされているが、毎月1回支払われており、必ずしも編集業務が完了しなくても、ある程度目途がつけば支払われている。 ○日々の仕事は実質的に会社の業務によって拘束されており、編集契約者は会社からの収入で生計を維持していると認められる。	○報酬は事務費として業績に応じて計算されているが、一部は受持数に基づき一定額が支払われており、定額部分が報酬全体の約半数を占めている。このような事務費体系は、一面では賃金の性格を有している。 ○年1回支払われる報奨金は、協会による受託者の評価が加味されており、これは一般の労使関係において使用者が行う人事考課に類する。 ○以上から、受託者に支払われる報酬は、受信契約取次業務及び受信料集金業務等に従事するという労務提供それ自体の対価とみるのが相当。	○運転手への報酬は、1立方メートル当たりの単価が決まっており、運搬量に応じて計算された額となっている。 ○積載量が標準的な積載量に満たない場合、空積料金として積載量に応じた一定の金額が加算されている。	

労組法上の労働者性における判断基準比較表(4)

	東映俳優クラブ組合 京都地労委	東京12チャンネル事件 東京地方裁判所	高石市水道事業事件 大阪地労委	横浜中央簡易保険払込団体連合会事件 神奈川県地労委	思川砂利事件 茨城地労委	サンリオ事件 東京地労委	全日本放送受信料労働組合事件 東京地労委	京都スミセレミコン事件 京都地労委
時期	昭和40年7月	昭和43年10月	昭和50年7月	昭和53年7月	昭和55年1月	昭和55年8月	平成4年10月	平成12年8月
結論	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定	労働者性を肯定(1名は否定)
備考	労働組合の資格審査	不当労働行為、解雇権濫用	不当労働行為	不当労働行為 (第7条の「雇用する労働者」として判断)	不当労働行為	不当労働行為 (第7条の「雇用する労働者」として判断)	不当労働行為	不当労働行為
業務発注への諾否の自由	—	○仕事の依頼は、会社の番組制作者が依頼用紙に記載した仕事内容について、社員とデザイナーが相談のうえ、労務提供者の持味や繁閑を考慮し、更にはその収入を他の社員の給与体系に近づけるように考慮して、配分された。 ○報酬について折合がつかない等の理由で、デザイナーが割り当てられた仕事を拒否することはなかった。	—	—	○夜積みについては、代車に業務を割り当てた後、何らかの都合で夜積みをしなくても、会社は何ら不利益取扱いはしてない。実際上も、夜積みの割当て放棄が多数行われている。 ○日中積みについては、代車が伝票を手交されてから配車を拒否すると、会社は3日間配車をしないという制裁をする。重量取締や故障の場合の取引辞退は認められている。 ○基本的取引契約に基づく代車の運搬の申入れに対し、会社が配車した場合は、原則として拒否できない。	—	—	—
業務遂行への日時・場所・態様等への拘束	○俳優は、映画出演中は、会社の定めた作業上の指示に従うほか、所内においては会社規則に従うことになっている。 ○定期的出演義務、一定時間の拘束規定、就労時間を単位とする報酬制度などはないが、これは大学教授や研究員のように、俳優の雇用関係の必須要件でないことによる。 ○実際には会社の出演指示により、会社側の必要とする状態で平穩に会社の指揮命令権内におかれている。	○デザイナーの勤務時間の定めはなく、出勤簿もなかったが、会社から10時間位は居てもらわないと困るとの要望があり、デザイナーは実質上、出社を義務づけられ、相当の時間を拘束されている状態だった。 ○デザイナーは突発的な業務のために、早番、遅番のシフトを組むなど、会社の営業に即応できる勤務態勢をとることを要求されていた。	○徴収員には勤務時間の定めがないなど、正規職員との間に諸々の差異があるが、80%以上の集金率を上げなければ報酬の大部分を占める奨励金を失うことになるため、事実上毎日のように業務に従事している。 ○徴収員は需要家を戸別に訪ねるが、相手が不在であれば複数回訪問せねばならず、場合によっては休日や夜間に訪問することもあり、徴収員が現実需要家を訪問する回数は担当需要家数をはるかに上回る。 ○どの受持地区から業務に着手するかについて事実上の制約を受けている。 ○徴収員は契約によって、業務完了の期間、集金や払込の方法、集金不能時の措置、関係帳簿の整備等、業務の主要領域を厳格に規制されている。	○集金人は、集金業務を休む場合には連合会に連絡すること、支払いをめぐる保険契約者と集金人とのトラブルは事務局に連絡すること等を指示されている。 ○集金業務の遂行にあたり、制服、バイク、バッグ、そろばん等の事務用品や身分証明書、釣銭等が貸与なし支給されており、領収書も一定の様式に定型化されている。 ○集金を行うにあたり、集金人は前日の事務終了後事務局から交付される集金カードを携帯する。また、保険料を集金すると所定のカードと支払者の領収帳に押印して事務局へ午後4時までに戻るよう義務づけられている。 ○勤務時間は定められていないが、受持数の多い者は定勤時間に匹敵ないしは超過するほどの時間を集金に費やしており、相当の拘束を受けなければ集金業務を完遂することはできない。集金場所についても、集金人の勤務当初に連合会が指定する。 ○集金人は集金した金額の整理のために事務局に立ち戻るため、内勤者と同様の拘束を受けることになる。 ○以上から、集金人は連合会の業務に関する一般的な指揮監督の下に労務を提供していたと考えられる。	○代車が会社と基本取引契約を締結すると、碎石等の積込みについて、会社配車係の指示に従うことが要求され、会社の交付した種々の伝票を通して業務を処理する義務が生ずる。 ○会社は、運搬先から運搬時刻の指定が無い限り、代車に対して運搬時刻を指定していないが、夜積みの場合、ほとんどの代車は午前8時ごろに運搬先に到着し、日中積みの場合には積載後直ちに運行する。 ○通常、会社が運搬経路を指定することはないが、長期で大量に運搬する場合は、運搬先が経路を指示する場合はある。また、会社は運搬量は指定しないが、ダンプカーの積載量はほぼ一定しており、具体的には現場検収などで数量が特定される。 ○代車は運搬先で受領書にサインをもらい、作成した輸送報告書と併せて会社に提出することになっている。運搬した日から3日以内に提出しない場合、罰則金が運賃から減額される。 ○代車が碎石を運搬するにあたって、経路、速度、所要時間、休憩などの拘束はなく、業務日数、タコメーターグラフの提出義務もないが、これは業務が一定の量の碎石を確実に運搬するという単純労務であり、その点が確保されれば、これらの事柄を特に指図する必要はないからである。 ○碎石等の運搬は明確な指揮命令下になされているといわざるを得ない。	○編集契約者は常時10冊の本を担当し、連続して会社の業務に携わり、出社していると否とにかかわらず社長と密接に連絡をとり、会社の出版方針にもとづく指示を受けて業務を進めている。 ○編集契約者は、会社の指示のもと、翻訳者の選定の相談に加わる等、当初示された編集業務以外の業務にも従事している。 ○勤務場所及び勤務時間は拘束されない建前になっていたが、事実上、ほぼ毎日会社から依頼された本の編集業務に従事し、忙しい時期には毎日出社していた。 ○社員用の名刺と同様の会社マーク及び会社名が印刷された名刺を使用しており、肩書は「出版部アシスタント・エディター」となっていた。	○協会は受託者に、領収書などの書類、集金委託証、領収印、集金バッグなどを交付し、携行と使用を義務付けている。 ○受託区域の規模は、原則として一人の受託者が担当する観点から設定されている。また、業務時間は、勤務時間のように拘束性はないが、受託者の多くは、事実上、1期(2カ月)平均約40日、1日あたり約8時間、業務に従事している。 ○業務遂行にあたり、訪問日時、場所、巡回方法などについては、原則として受託者が自由に決定できる。 ○協会は受託者から、訪問日時、1週間の巡回地域・件数などを設定した集金計画を提出させ、内容が一定の業績水準に達しないような場合は、計画を直させている。協会は、計画に基づき、面接などで進捗を点検し、必要に応じて注意・指導することで、実質的に業務時間、日数に対する厳格な管理を行っている。受託者の大部分は協会の指揮のもとに労務を提供している。 ○協会は計画どおり集金が進むよう注意・指導を行っており、受託者は毎日、報告書に集金状況を記入し、毎週、所属する事務所に outcomes 提出せねばならない。	○生コンクリートは品質が変わりやすく、練混ぜから荷降ろしの時間等が規格で細かく定められており、運搬については、プラントでの積み込みから、運搬時間・経路、待機場所、現場での荷降し、作業終了後のドラムの洗車までメーカーの指示が及ぶ。 ○運転手は、通常、午前8時に会社に到着し、会社から積込みの指示があるまで待機する。また、運転手は現場での作業が終了すると会社に帰還し、帰還した順番にプラント入りして同様の手順で積込みを行う。 ○会社は生コンクリートを積み込んだ運転手に対し、納入書及び受領書を交付する。受領書は、運転手が納入現場で現場担当者の確認印を受けて会社に持ち帰る。 ○運転手は、昼食休憩や1日の業務終了、待機や次の出荷準備等の指示を会社担当者から無線で受ける。逆に、運転手が無線で会社の出荷担当者に状況を報告したり、指示を仰いだりすることもある。 ○運転手は、その日の業務が終了すると日報に当日の業務内容について必要事項を記入し、会社に提出している。 ○休日は会社の休日に合わせて自動的に決まっており、運転手の都合等で休む場合は、会社にその旨を連絡している。 ○運転手は、会社の指示で運搬以外の業務に従事することがあった。
専属性	○俳優は、会社作成の映画に限り出演することを承諾し、会社の承諾がなければ、他社の映画その他催物に出演できない。 ○他社出演の制約及び介入行為は对人的な拘束力の行使ないし拘束意思の表示である。	○デザイナーが他社の仕事をするのは建前としては自由だったが、事実上の勤務時間が長いこと、実際上、他社の仕事をするのは困難な状態だった。	—	○集金の訪問件数等を考えると、集金人は兼業がほとんど不可能な状態である。	○基本的取引契約の締結によって、車番、氏名が会社に登録され、はじめて代車として碎石を運搬することが可能になるため、基本的取引契約は一種の専属契約である。 ○他社の代車となることは、原則として許されず、会社に十分な仕事量がない等、会社の業務内容に支障が生じないときのみ可能であった。	○日々の行動は実質的に会社の業務によって拘束されており、他社の仕事をすることは事実上不可能だった。	○受託者は特に兼業を禁止されておらず、副業している者もいるが、他の受託者と全く同じように業務を遂行し、報酬の支払いを受けているため、受託業務に従事する限りで他の受託者と区別する理由はない。	○会社からは、会社以外で製造される生コンクリートの運搬にできるだけ従事しないよう指示されていた。 ○このため、運転手は、会社の生コンクリートの運搬に支障が出ないよう、会社からの出荷予定がないことを確認した上で、会社以外で製造される生コンクリートの運搬を受注していた。
事業者性	—	○厚生施設の使用、定期健康診断、源泉徴収等は他の社員と同じ扱いをされていた。 ○作業に必要な資材、用具等はすべて会社が準備していた。また、デザイナーのために、専用の机やロッカーも用意されていた。 ○会社はかつて、事業所得に対する税金の源泉徴収として、デザイナーの賃金から一部を差引いていたが、税務署の勧告に基づき、給与所得に対する源泉徴収とした。	○管理者は第三者による集金業務の代行は禁止されていないと主張するが、代行が許されている事実はない。 ○集金人は、月末に完全集金ができない場合、その月分の保険料は所定の日までに納付することが義務付けられている。 ○集金済みの現金は事務局において照合し、過剰金が出た場合は連合会に引継ぎ、不足分が出れば集金人の負担となる。	○登録した代車が病気や免停で運転できない場合、運転手を雇用して運搬を継続させることができるが、この場合には許可や届出が必要である。 ○代車はダンプカーを複数保有することが可能であり、運転手を雇用して稼働させることができる。代車が運転手を雇用するに当たっては、会社から何らかの契約を受けていないが、現実に碎石工場において雇用運転手として運搬業務を開始する際に、会社にその旨を届出る。 ○代車は保険料、修理代、事故等による損害賠償等を負担している。	○日常の交通費、出張校正の場合の交通費や打合せ費用、自宅から会社までの定期券代などの実費を会社が支給している。 ○編集契約者は編集業務の経験も浅く、会社と対等の立場で編集業務を行う、独立したフリー編集者であったとはいえない。	○受託者は業務を再委託できるが、この場合、協会に対して再委託届を提出することが義務付けられており、受託者が全く自由に再委託できるわけではない。 ○実際に業務を再委託している受託者の数は全体の1割程度である。その中でも業務の全部を再委託している受託者はごく僅かであり、これをもって受託者の労働者性を一律に否定することはできない。	○運転手が使用した燃料代は、報酬から差し引かれている。	